

# 「2023年版ファイナンシャルデスクダイアリー」

## 資料編＜タックスプランニング分野＞ 追補情報

「2023年版ファイナンシャルデスクダイアリー」の掲載資料（タックスプランニング分野）中、「2023年以降は本手帳制作時点では未定。決まりましたら、近代セールス社ホームページでご案内します」としていた箇所について、新しい税制が決まっておりますので、下記のとおりご案内します。資料をご利用の際はご注意ください。資料をご利用の際はご注意ください。

### ・ P41 【相続時精算課税制度の概要】

○「贈与税の計算」の欄に、「非課税枠：2,500万円の非課税枠（一生涯にわたり複数年にわたって利用可）とありますが、これに加えて2024年1月1日からは、2,500万円の非課税枠とは別に、毎年110万円の基礎控除が設けられます。

○「相続税の計算」について、2024年1月1日から上記のように毎年110万円の基礎控除が設けられた場合、相続時に課税価格に加算される財産の価額は、この基礎控除分を控除したあとの残額となります。

### ・ P42 【結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置】

○期間の欄に「2015年4月1日から2023年3月31日までに拠出」とありますが、この「2023年3月31日までに」は、「2025年3月31日までに」に延長となりました。

○手続き③の欄の上段に「残額（使い残し）があれば贈与税課税」とありますが、これについて、次のようなことが新たに決まりました。

2023年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税については、従来の特例税率ではなく一般税率が適用される。

### ・ P43 【教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置】

○期間の欄に、「2013年4月1日から2023年3月31日までに拠出」とありますがこの「2023年3月31日までに」は「2026年3月31日までに」に延長となりました。

○手続き③の欄の上段に「残額があれば原則、贈与税課税」とありますが、これについて、次のようなことが新たに決まりました。

**2023年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税については、従来の特例税率ではなく一般税率が適用される。**

#### ・P43 [教育資金の一括贈与(贈与者の死亡時の課税)]

○図表中、非課税適用期日の上段右端の枠の中の、「2023年3月31日まで」とありますが、ここは上記の改正により「2026年3月31日まで」となります。

○同じく図表中、「贈与者の死亡による課税の欄の「例外」の枠の最終行に「相続税の課税対象外」とありますが、これについて次のように決まりました。

**2023年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る相続税については、贈与者の相続税の課税価格の合計額が5億円超の場合、要件を満たしても相続税の課税対象となる。**

\* 下記は、お詫びと訂正です。

#### ● P36 [住宅ローン控除の適用要件] の図表

同表の4項目目に「中古住宅の築後年数」がありますが、2022年度の税制改正によりこの築後年数に関する要件は廃止され、「新耐震基準に適合している住宅の用に供する家屋であること」という要件となっています(昭和57年1月1日以降に建設された中古住宅については、新耐震基準を満たしているものとみなされます)。

資料改訂時の誤りであり、お詫びし、訂正いたします。